

改正

平成23年3月28日条例第4号

平成25年3月25日条例第14号

平成26年12月19日条例第38号

市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する市川市障害者介護給付費等審査会（以下「審査会」という。）に関し、法令に定めるもののほか、委員の定数その他必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成25年条例14号〕

(委員の定数)

第2条 審査会の委員の定数は、20人以内とする。

一部改正〔平成26年条例38号〕

(事務)

第3条 審査会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第4条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(審査会の設置に関する経過措置)

2 平成18年4月1日から同年9月30日までの間は、第1条中「第15条」とあるのは、「附則第6条の規定により読み替えて適用される同法第15条」とする。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第14号抄）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第38号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。